

## 公益社団法人日本小児歯科学会認定医制度施行細則

平成 8年 6月 6日 制定  
平成18年 3月 4日 改正  
平成18年 3月 4日 施行  
令和 5年 3月 5日 改正  
令和 5年 5月 1日 改正

- 第1条 公益社団法人日本小児歯科学会認定医制度規則（以下「規則」という）の施行にあたって、同規則に定められている事項以外は、次の各条に従うものとする。
- 第2条 規則第2章に定める認定医委員会は、委員12名以上で構成する。
- 第3条 規則第7条に定める認定医委員会の常任委員会は若干名で構成され、認定医委員が互選により定める。  
2. 常任委員は、認定医委員会業務の調整、学会理事会との連絡および認定医委員会事務に関する事項の処理を行う。
- 第4条 規則第7条に規定する小委員会は、認定医委員会が必要であると認めたとき設けるものとする。  
2. 小委員会の目的、業務及び委員の定数は、認定医委員会で決定する。
- 第5条 規則第8条における必要な教育研修単位は、附表1に示す臨床、学術、業績の各研修の最低必要単位数を含み100単位以上とする。また通算2年以上の小児歯科臨床経験（附表1）を有すること。ただし、原則として卒直後1年間の歯科医師臨床研修期間は除くものとする。
- 第6条 規則第6章に定める研修実施等に必要な設備や機能とは、エックス線画像分析（頭部エックス線規格写真やパノラマエックス線画像）や模型分析を行うことができ、小児歯科診療専門医カリキュラムに則した診療ができる設備や機能を有し、さらに小児歯科関連の図書文献を備え、文献検索ができるなど専門的な臨床研修が行えることとする。
- 第7条 規則第18条第2項に定める更新時の生涯研修単位基準とは、附表2に定める生涯研修単位数の合計による。所定の生涯研修単位数は5年間で60単位以上とする。
- 第8条 規則第10章に関し、止むを得ない理由で更新の申請ができないと認定医委員会が認めた場合には、その理由が消滅した時点に遡及し申請することができる。  
2. 止むを得ない理由が無く、未更新による認定医資格喪失者が再び認定医を申請するときは新たに申請しなければならない。  
3. 認定医であっても65歳に達した者、又は65歳に達した日以後に認定医の認定を受けた者は、更新要件免除申請書（第8号様式）を認定医委員会に提出する

ことにより、規則第 18 条第 3 項 (2)、(3)、(4)、(5) の提出は免除される。

第 9 条 規則第 25 条に定める専門医の認定医申請時の生涯研修単位基準は、附表 2 に定める生涯研修単位数の合計による。所定の生涯研修単位数は申請時までの 5 年間で 60 単位以上とする。

2. 規則第 25 条に関し、専門医認定期限日を過ぎ専門医認定を失効した場合であっても、専門医認定期限日から 5 年以内であれば認定医申請を行うことができる。

第 10 条 本制度の施行にかかわる諸費用は次のように定める。

- |              |                    |
|--------------|--------------------|
| (1) 認定医申請料   | 1 万円               |
| (2) 認定医審査料   | 2 万円               |
| (3) 認定医継続料   | 1 万円/年 (認定日の翌年度から) |
| (4) 認定医更新審査料 | 1 万円               |

第 11 条 認定医継続料は前年度末日までに納入するものとする。

第 12 条 既納の認定医申請料、認定医審査料、認定医継続料、認定医更新審査料は、いかなる理由があっても返還しない。

第 13 条 本細則を変更する場合には、規約委員会の議を経て学会理事会の承認を得なければならない。

#### 附則

第 1 条 この施行細則は、平成 8 年 6 月 6 日から施行する。

第 2 条 この施行細則は、平成 13 年 5 月 17 日に改正し、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

第 3 条 この施行細則は、平成 18 年 3 月 4 日に改正し、平成 18 年 3 月 4 日から施行する。

第 4 条 この施行細則は、令和 5 年 3 月 5 日に改正し、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

#### 附表 1

教育研修単位基準 (認定医申請時に必要な単位数)

1. 臨床研修: 各施設での研修 (最低必要単位数 30)

- |                     |    |
|---------------------|----|
| 1) 大学研修施設 (1 年間)    | 20 |
| 2) 大学以外の研修施設 (1 年間) | 15 |
| 3) 研修施設以外 (1 年間)    | 10 |

臨床研修では、小児患者 (18 歳未満) の診療を一月 40 人 (40 アポイント) 以上必要とする。

1 年未満の教育研修は、研修を行った月数を 12 で除した値に所定単位数を乗じて算定する。

曜日単位の教育研修は、研修を行った曜日数を 5 で除した値に所定単位数を乗じて算定す

る。

2. 学術研修：小児歯科関連の学会および研修会参加<sup>注1</sup>

(最低必要単位数 40：ただし、日本小児歯科学会全国大会・地方会大会に 3 回以上出席すること)

- |   |    |
|---|----|
| 1) 日本小児歯科学会大会（全国大会、地方会大会）                             | 10 |
| 2) 小児歯科関連の国際学会大会 <sup>注2</sup> （国際小児歯科学会、アジア小児歯科学会など） | 10 |
| 3) 小児歯科に関連する学会大会または地域単位の研修会 <sup>注3</sup>             | 5  |
| 4) 認定医申請者向け教育講座 <sup>注4</sup>                         | 5  |

3. 業績：小児歯科学分野の学会・研修会および学術雑誌等への発表<sup>注5</sup>

(最低必要単位数 4：ただし、日本小児歯科学会全国大会・地方会大会・小児歯科学雑誌・Pediatric Dental Journal での業績を含むこと)

- |  |    |
|--|----|
| 1) 日本小児歯科学会大会、小児歯科関連の学会大会、地域単位の研修会     |    |
| 筆頭発表者                                  | 5  |
| 共同発表者                                  | 2  |
| 2) 小児歯科学雑誌または Pediatric Dental Journal |    |
| 筆頭著者                                   | 10 |
| 共同著者                                   | 5  |
| 3) 上記以外の学術雑誌（内容が小児歯科関連のものに限る）          |    |
| 筆頭著者                                   | 5  |
| 共同著者                                   | 2  |
| 4) 学術著書（内容が小児歯科関連のものに限る）               |    |
| 単著あるいは編者                               | 10 |
| 分担執筆                                   | 5  |
| 5) 商業雑誌等（内容が小児歯科関連のものに限る）              |    |
| 筆頭著者                                   | 5  |
| 共同著者                                   | 2  |

4. 社会への貢献<sup>注6</sup>      1 件につき最高 3（上限 15 単位）

注 1：参加証明の添付が必要。ただし、会員証（IDカード）で登録を行った研修会については免除する。

注 2：認定医委員会で承認されたものでなければならない。原則として、専門医認定委員会で承認されたものに準ずる。

注 3：認定医委員会で承認されたものでなければならない。原則として、専門医認定委員会

で承認されたものに準ずる。

注4：認定医を申請する者は、認定医委員会が開催する認定医申請者向け教育講座を1回受講しなければならない。受講後に受講証書を発行する。受講証書の有効期限を発行日より5年間とする。附表1の臨床研修において、研修施設のみで30単位を取得し、認定医の申請を行う者は教育講座の受講が免除される。ただし、受講を妨げるものではない。

注5：抄録・論文（何れもコピー可）を添付することで認められる。投稿中は不可。

注6：具体的内容を記入し（本会・地方会活動、講演、地域の保健活動、専門学校の講義、公共出版物への執筆など）、認定医委員会において単位評価を行う。一つの活動項目について単位認定がなされ、15単位を上限とする。

## 附表2

### 生涯研修単位基準（更新時）

#### 1. 小児歯科関連の学会および研修会参加<sup>注1</sup>

- 1) 日本小児歯科学会大会（全国大会、地方会大会、認定医研修セミナー）10
- 2) 小児歯科関連の国際学会大会<sup>注2</sup>（国際小児歯科学会、アジア小児歯科学会など）10
- 3) 地域単位の研修会<sup>注3</sup> 5

#### 2. 小児歯科学分野の学会・研修会および学術雑誌等への発表<sup>注4</sup>

##### 1) 日本小児歯科学会大会、小児歯科関連の学会大会、地域単位の研修会

筆頭発表者	5
共同発表者	2

##### 2) 小児歯科学雑誌またはPediatric Dental Journal

筆頭著者	10
共同著者	5

##### 3) 上記以外の学術雑誌（内容が小児歯科関連のものに限る）

筆頭著者	5
共同著者	2

##### 4) 学術著書（内容が小児歯科関連のものに限る）

単著あるいは編者	10
分担執筆	5

##### 5) 商業雑誌等（内容が小児歯科関連のものに限る）

筆頭著者	5
共同著者	2

#### 3. 社会への貢献<sup>注5</sup> 1件につき最高 3（上限15単位）

4. 更新時の必要条件（以下の各項目をすべて満たさなければならない。）

1) 臨床実績を有する。

2) 更新申請にあたって、5年間に生涯研修単位を60単位以上とする。

3) 認定医委員会が主催する認定医研修セミナー、もしくは委員会が承認した全国大会・地方会大会が主催する認定医研修セミナー等に2回以上出席する。ただし、同じテーマのセミナーに重複して参加することはできない。

4) 5年間の更新期間中に、日本小児歯科学会（全国大会、地方会大会）に4回以上出席する。

5) 下記項目のいずれか1つを行う。

(1) 日本小児歯科学会または関連学会<sup>注6</sup>における小児歯科に関する一般発表

(2) 小児歯科関連学術雑誌への論文発表あるいは小児歯科医療の発展や社会貢献に寄与する内容の著書、雑誌等への執筆

(3) 症例報告書1症例を更新申請書等とともに提出し、審査に合格すること<sup>注7</sup>

注1：参加証明の添付が必要。ただし、会員証（IDカード）で登録を行った研修会については免除する。

注2：認定医委員会で承認されたものでなければならない。原則として、専門医認定委員会で承認されたものに準ずる。

注3：認定医委員会で承認されたものでなければならない。原則として、専門医認定委員会で承認されたものに準ずる。

注4：抄録・論文（何れもコピー可）を添付することで認められる。投稿中は不可。

注5：具体的内容を記入し（本会・地方会活動、講演、地域の保健活動、専門学校の講義、公共出版物への執筆など）、認定医委員会において単位評価を行う。一つの活動項目について単位認定がなされ、15単位を上限とする。

注6：小児歯科に関わる全ての学会を意味する。

注7：症例報告書（第4号様式4-2）：記載する症例は、更新申請日から5年以内に主治医として担当した小児歯科治療1症例で、2年以上の長期継続観察症例を記載すること。診療内容は齲蝕、外傷、咬合誘導、過剰歯、小帯異常、齲蝕予防管理、歯周疾患あるいは発達障害児、全身疾患を有する小児、歯科的不協力児の長期口腔管理などとする。